

# 青柳ミニバスケットボールクラブ規約

## 第一章 総則

- 第一条 名称 本会はブルーウィローズ（青柳ミニバスケットボールチーム）と称する。
- 第二条 本部 本会の本部は、文京区大塚6-14-30 土橋方に置く。
- 第三条 運営 本会は、会員の保護者ならびに指導者によって運営される。

## 第二章 目的および活動

- 第四条 目的 本会の目的は、バスケットボールの練習及びゲームを通じて健康の増進、体力の向上を図り、協力の精神を養い、日常の学習や学校・家庭生活においても、意欲的・積極的に取り組む実践力的態度を身につけさせることにある。
- 第五条 活動 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) バスケットボールを行う上での必要な基礎技術のための練習。  
集団技術を生かしたゲームをするための練習。
  - (2) 望ましい態度の育成。
    - ・ゲーム内において役割を分担し、責任を果たしながら協力して練習やゲームができる。
    - ・礼儀正しく、規則を守り、審判員の判断に従って公正にゲームをし、勝敗に対して正しい態度がとれる。
    - ・ゲームの時は、勝敗にとらわれず、相手のチームに対して公正な態度で、つねに集中して応援できる。
  - (3) 同種団体との協力および交流試合
  - (4) 会報の発行
  - (5) 役員および保護者会
  - (6) その他

## 第三章 会員・会費

- 第六条 会員 本会は文京区立青柳小学校および近隣児童によって構成される。
- 第七条 保険 本会の会員は、全員スポーツ傷害保険に加入するものとする。
- 第八条 会費 本会の会費は、次のように定める。

- (1) 年会費 4月入会：9,000円（4月～3月分）  
途中入会：750円/月×（入会月～3月分）
- (2) 本会の会計年度は4月より翌年3月までとする。
- (3) 前月までに退会届を提出した場合は750円×残月分を返金する。

第九条 退会 会員が退会する時は、前月中に保護者が、役員会長に退会届を提出する。

第十条 本規約の改正、及び本会の解散は、代表・監督・保護者の2分の1以上の同意を得なければならない。

## 第四章 役員

- 第十一条 役員 本会は、保護者会の上に代表・監督を置き、保護者会の役員を次のように置く。  
会長1名・副会長1名・会計1名・会計監査1名
- 第十二条 任期 前条の役員に任期は特に定めないものとする。

※本会の設立年月日は平成5年4月20日である。

- 付則 この規約は、平成11年8月1日より施行する。  
この規約は、平成24年4月1日に一部改正し、施行する。